

## (2) 公益財団法人 鳥取県国際交流財団 給与等状況報告書

### 1 職員給与の状況 (令和元年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
10 人	18,501 千円	3,546 千円	3,209 千円	25,256 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

### 2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和2年4月1日現在)

国際交流推進員職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
195,100 円	210,160 円	46 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

### 3 職員の初任給の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
国際交流推進員職	大学卒	174,400 円
	高校卒	174,400 円

### 4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
	国際交流推進員職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
高校卒		- 円	- 円	- 円	- 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 （次長級以上は 県の規定に準ず る）	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.00 月分 ( 1.215 )	0.155 月分 ( 0.795 )
	12月期	1.00 月分 ( 1.215 )	0.155 月分 ( 0.795 )
	計	2.00 月分 ( 2.43 )	0.31 月分 ( 1.59 )
（注）（ ）内の数値は、事務局長及び次長の職員の支給割合です。			
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有			
〔令和元年度実績〕			
支給総額		支給職員数	1人当たり平均支給年額
3,208,743 円		10 人	320,874 円
退職手当 （県の規程に 準ずる）	〔支給率〕		
	区 分	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分
勤続 40 年		44.7795 月分	47.709000 月分
（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置 制度なし			
〔令和元年度実績〕 なし			
時間外勤務手当	〔令和元年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額
	1,363,453 円	9 人	151,495 円

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理または 監督の地位にある 職員	職務の級に応じて定額を支給(月額58,200円)  〔令和元年度実績〕 1人あたりの平均支給額 698,400円		
扶養手当 (常務理事及 び事務局長 のみ県の規 定に準じて 支給)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族 ただし、行政職給料表8級、9級及び 同相当職は右のとおり。	6,500円 8級:3,500円 9級:支給しない	
		イ 子	9,200円	
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から 22歳に達する日以後の最初の3月31日まで の間にある子	1人につき 5,000円を加算	
〔令和元年度実績〕		なし		
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額	
		〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
23,000円	1人	1,917円		

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	1 か月の特別急行料金等の2分の1の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合	（駐車場代の加算） 通勤のため4輪の自動車を使用し、駐車場を利用する場合に、当該利用に係る1月あたりの職員負担額が5,000円を超えることとなると任命権者が認める職員に支給（1か月あたり1,000円を上限とする。）  （パークアンドライド） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金の相当する額を支給（1か月あたり3,000円を上限とする。）
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		〔令和元年度実績〕	
		支給総額	支給職員数
	1,301,440 円	9 人	12,050 円
管理職特別勤務手当 (県の規定に 準ずる)	管理職手当が支給される職員で臨時又は緊急の業務で週休日に勤務した職員	管理職手当の支給区分の応じて支給	
		〔令和元年度実績〕 1人あたりの平均支給月額 13,333 円	

## 6 役員の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	備考
理事長	100,000 円	なし	
副理事長	無報酬 円		
常務理事	257,300 円	6 月期 1.215 月分 1 2 月期 1.215 月分	勤勉手当 6 月期分 0.795 月分 1 2 月期分 0.795 月分
非常勤評議員	出席を依頼する会議 1 回につき日額3,000 円	なし	
非常勤理事			
非常勤監事			

※評議員に対して各年度の総額が15万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。（定款第15条第1項）

※理事及び監事に対して、評議員会において別に定める額の範囲内で、評議員会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。（定款第28条第1項）

[令和元年度実績]

### ①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
4,210,713 円	1 人	350,893 円

### ②非常勤役員（理事長）

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
600,000 円	1 人	100,000 円

※支給月数は6月

### ③非常勤役員（理事・監事）

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
42,000 円	14 人	500 円

※支給月数は6月

## 7 給与制度の変更

### (1) 変更内容

区分	変更後	変更前	変更理由
職員の給与月額	改正給料表1級23号に1.0を乗じた額	改正給料表1級23号に0.97を乗じた額	平成30年度からの給与改正を反映（経過措置3年目）
期末手当 勤勉手当	期末手当 2.00月/年 勤勉手当 0.31月/年	期末手当 0.50月/年 勤勉手当 0.15月/年	令和2～3年度にかけて支給率を見直す（経過措置1年目）

### (2) 適用日

令和2年4月1日